

## 移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

(令和1年度)

住 所 神奈川県横浜市西区高島一丁目2番8号  
 事業者名 京浜急行バス株式会社  
 代表者名 代表取締役 平位武

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・ノンステップバス ・空港連絡バス	・ノンステップバス42両を導入する。(2019年度) ・バリアフリー化車両の導入を検討していく。	・ノンステップバス43両を導入。 ・運用に対し検討中。

## ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・羽田空港バスパーキング	・羽田空港第一ターミナル乗車ポールに音声でバスの行先を案内する機能を追加する。	・計画通り8基のバスポールを設置

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・接近表示器の拡充	・新たにバス停留所に5基の設置を計画している。	・計画通り5基の接近表示器を設置

## ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・乗務員の講習	・NPO法人によるバリアフリー教室の実施。 ・乗務員を対象とした車いす利用者・障害者の方の乗降支援に関する講習を各営業所で定期的におこなう。	バリアフリー教室・車いす利用者・障害者の方の乗降支援講習を予定通り実施

## (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- 会社のホームページや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに取組の改善に活用している。

## (3) その他

## II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

東京（2020年3月31日現在）

総車両数	計	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数					公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数					
		ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	計	その他の車両数		基準適用除外認定車両数	その他の車両数		うちスロープ板を備えたものの計	うちリフトを備えたものの計	
					スロープ板を備えたもの	リフトを備えたもの		うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの			
前年度車両数	286	178	178	0	0	0	108	108	2	0		
年度内に供用を開始した車両数	24	12	12	0	0	0	12	12		0		
年度内に供用を廃止した車両数	29	12	12	0	0	0	17	17		0		
年度末車両数	281	178	178	0	0	0	103	103	0	2	0	0

## III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	<input checked="" type="checkbox"/>
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

## II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

神奈川（2020年3月31日現在）

総車両数	計	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数					公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数					
		ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	計	その他の車両数		基準適用除外認定車両数	その他の車両数		うちスロープ板を備えたものの計	うちリフトを備えたものの計	
					スロープ板を備えたもの	リフトを備えたもの		うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの			
前年度車両数	622	479	373	102	4	0	4	143	143	0		
年度内に供用を開始した車両数	48	36	36	0	0	0	0	12	12	0		
年度内に供用を廃止した車両数	49	35	13	21	1	0	1	14	14	0		
年度末車両数	621	480	396	81	3	0	3	141	141	0	0	0

## III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	<input checked="" type="checkbox"/>
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

## II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

東京+神奈川（2020年3月31日現在）

総車両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数					
	計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数		その他の車両数		計	うちスロープ板を備えたものの計
				スロープ板を備えたもの	リフトを備えたもの		うちスロープ板を備えたものの計	うちリフトを備えたものの計	うちスロープ板を備えたものの計	うちリフトを備えたものの計		
前年度車両数	908	657	551	102	4	0	4	251	251	2	0	
年度内に供用を開始した車両数	72	48	48	0	0	0	0	24	24		0	
年度内に供用を廃止した車両数	78	47	25	21	1	0	1	31	31		0	
年度末車両数	902	658	574	81	3	0	3	244	244	0	2	0

## III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	<input checked="" type="checkbox"/>
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。